

## 統計委員会運営規則

〔平成19年10月5日〕  
〔統計委員会決定〕

改正 平成28年4月26日

改正 平成30年6月29日

改正 平成30年9月28日

### (総則)

第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、統計法（平成十九年法律第五十三号）及び統計委員会令（平成十九年政令第三百号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (開催)

第二条 委員会は、毎月一回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

### (会議への出席)

第三条 委員長は、幹事を委員会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

2 前項に定めるもののほか、国又は地方公共団体の統計主管部課の長その他の委員長が議事に関係があると認められた者は、会議に出席することができる。ただし、出席者は、委員長の許可を得なければ発言することができない。

3 議事に関係のある臨時委員は、委員会に出席することができない場合において、委員長の承認を受けたときは、委員会において文書によりその意見を表明し、又は議決に参加することができる。この場合において、当該臨時委員は会議に出席があったものとみなす。

### (委員会の公開)

第四条 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委

員会に諮って、委員会を非公開とすることができる。

(議事録)

第五条 委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。
- 3 委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

(評価分科会の運営)

第六条 前三条の規定(第三条第三項の規定を除く。)は、評価分科会(以下「分科会」という。)の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会の運営)

第七条 第三条から第五条までの規定(第三条第三項の規定を除く。)は、部会の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、部会長は、委員会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会)が定めるところにより、書面による議決が認められる場合には、事案の概要を記載した書面を部会に所属する委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決に代えることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮

って定める。

(委任規定)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。